(b)　特定ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

(c)　特定ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

(3)　出資比率要件　特定ＪＶの構成員は、30％以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定ＪＶの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5)　特定ＪＶの協定　特定ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶの取扱い　上記７(1)(a)の認定（上記７(1)(a)の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶも上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記７(1)(a)の認定を受けていない構成員は、上記７(1)(a)の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、この場合において、上記７(1)(a)の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記７(1)(a)の認定を受けていないとき又は上記７(1)(a)の一般競争参加資格がないとの認定（上記７(1)(a)の近畿地方整備局長が別に定める手続きにおける一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けているときは、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。

9　資格審査結果の通知　「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間　特定ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　特定ＪＶの名称は、「大野油坂道路此の木谷橋下部他工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　当該工事に係る競争に特定ＪＶとして参加するためには、開札の時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

平成31・32年度を有効期間とする本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成30年10月23日

本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長　酒井　孝志

◎調達機関番号　422　◎所在地番号　28

○本州四国連絡高速道路株式会社公示平成30年第５号

1　工事種別及び業種区分

(1)　建設工事　建設工事の工事種別は、次に掲げるとおりとする。（かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類である。）

①　土木工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　石工事　鉄筋工事　タイル・れんが・ブロック工事　解体工事）

②　鋼橋上部工工事（鋼構造物工事　とび・土工・コンクリート工事　解体工事）

③　ＰＣ橋上部工工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　解体工事）

④　舗装工事（舗装工事）

⑤　鋼構造物工事（鋼構造物工事　とび・土工・コンクリート工事　解体工事）

⑥　建築工事（建築一式工事　大工工事　左官工事　とび・土工・コンクリート工事　石工事　屋根工事　タイル・れんが・ブロック工事　内装仕上工事　建具工事　鋼構造物工事　清掃施設工事　防水工事　解体工事）

⑦　電気工事（電気工事）

⑧　受配電設備工事（電気工事）

⑨　通信工事（電気通信工事）

⑩　遠方監視制御設備工事（電気通信工事）

⑪　交通情報設備工事（電気通信工事）

⑫　管工事（管工事　水道施設工事　熱絶縁工事　機械器具設置工事）

⑬　機械設備工事（機械器具設置工事　鋼構造物工事　清掃施設工事）

⑭　トンネル非常用設備工事（消防施設工事）

⑮　トンネル換気設備工事（機械器具設置工事　鋼構造物工事）

⑯　塗装工事（塗装工事）

⑰　造園工事（造園工事）

⑱　のり面処理工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　防水工事）

⑲　防護さく工事（とび・土工・コンクリート工事　鋼構造物工事　解体工事）

⑳　遮音壁工事（土木一式工事　建築一式工事　とび・土工・コンクリート工事　鋼構造物工事　石工事　タイル・れんが・ブロック工事　解体工事）

㉑　標識工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　鋼構造物工事　機械器具設置工事　解体工事）

㉒　区画線工事（塗装工事）

㉓　軌道工事（土木一式工事　鋼構造物工事　鉄筋工事　機械器具設置工事）

㉔　トンネル内装工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　タイル・れんが・ブロック工事　内装仕上工事　板金工事　解体工事）

㉕　保全土木工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　石工事　タイル・れんが・ブロック工事　鋼構造物工事　舗装工事　防水工事　造園工事　解体工事）

㉖　保全施設工事（建築一式工事　とび・土工・コンクリート工事　石工事　電気工事　管工事　タイル・れんが・ブロック工事　鋼構造物工事　防水工事　内装仕上工事　機械器具設置工事　熱絶縁工事　電気通信工事　建具工事　水道施設工事　消防施設工事　解体工事）

(2)　測量・建設コンサルタント等業務　測量・建設コンサルタント等業務の業種区分は、次に掲げるとおりとする。

①　地質・土質調査

②　測量

③　土木設計

④　海中構造物設計

⑤　機械・船舶設計

⑥　建築設計

⑦　造園緑化設計

⑧　その他の調査・設計

⑨　現場技術業務

2　申請の時期及び場所（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務共通）

(1)　定期の一般競争（指名競争）参加資格の申請

①　インターネット方式の場合　申請者は、平成30年11月１日から平成31年１月15日までの間に、次のホームページアドレスへアクセスすることにより、申請用データを送信するものとする。

（建設工事）
https://www.pqr.mlit.go.jp/
（測量・建設コンサルタント等業務）
https://www.pqrc.mlit.go.jp

②　文書郵送方式の場合　申請者は、平成31年１月４日から平成31年１月31日（当日消印有効）までの間に、次の申請場所に必要書類を郵送（書留郵便に限る。持参による受付は行わない。以下同じ。）するものとする。

申請場所　〒651―0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通４―１―22　アーバンエース三宮ビル　本州四国連絡高速道路株式会社　経理部会計契約課　電話078―291―1035